

(様式1)

最終更新日：令和 7 年 7 月 1 日

公益財団法人香川県スポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

※当協会が定める定款、規程、規則等、公開可能なものについては、次のページにて公開している。

<公益財団法人香川県スポーツ協会> <http://www.kagawa-sports.net/kitei/>

項目 通し番号	原則	自己説明項目	自己説明
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	【中長期基本計画】 <ア> 2022年3月に本会の中長期基本計画を策定した。 <イ> 2021年10月に県が策定した「第4期 香川県教育基本計画」中の「スポーツ基本計画」に沿った内容で、具体的な数値目標を定めず、事業の方向性を明示するものとしている。 ・香川県スポーツ協会上長期基本計画： https://www.kagawa-sports.net/plan/ ・香川県スポーツ協会事業計画： https://www.kagawa-sports.net/keikaku/ ・香川県教育基本計画： https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/14996/eduplan_r3.pdf
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	【人材の採用・育成計画】 <ア> 現在、事務局職員の育成に係る研修等の計画は作成していない。 <イ> 採用については、退職する職員の引継ぎ期間を考慮した採用や、嘱託職員については、各種マネジメント研修を受講した経験豊かな職員の採用を進めている。 <ウ> 実施している研修は、採用時からの事務的研修としての会計・税務の研修、県の人権研修等である。
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<ア> 財務の健全性の確保に関して、これまでの資産増減の状況や将来的な見通しを総務・財務委員会や監事に報告して意見聴取している。 <イ> 役員に対しても財務状況を報告するとともに改善の意見を求めるなど、財務の健全性の確保に努めている。 <ウ> 現在、財務計画の公表について検討している。 ・香川県スポーツ協会事業報告・決算報告： http://www.kagawa-sports.net/keikaku/

項目 通し番号	原則	自己説明項目	自己説明
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	<ア>現状、理事27名中で、外部理事が11名（40.7%）、女性理事が5名（18.5%）である。外部理事には、加盟団体役員を務めている者もいるが、競技外の高度な知見を期待して外部理事としている。（3名） <イ>現行の役員選任規則第3条の「理事及び監事候補者の推薦」には女性理事に関する定めがなく、加盟競技団体役員にも女性が少ないことから女性理事が少ない。 <ウ>今後、女性理事を増やすために、役員選任規則の改定を検討するとともに、加盟団体に対して女性役員の積極的な任用を働きかける。 ・香川県スポーツ協会役員名簿：https://www.kagawa-sports.net/yakuin/ ・香川県スポーツ協会評議員及び役員選任規則：https://www.kagawa-sports.net/wp-content/uploads/2021/09/04-housyu.pdf
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置く団体においては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	<ア>現状、評議員77名中、外部評議員は3名、女性評議員が9名である。 <イ>2023年6月の評議員改選にあわせ、学識経験者による外部評議員3名を選任した。 <ウ>評議員の目標割合についても、加盟団体の意見聴取の上、今後検討する。 ・香川県スポーツ協会評議員名簿： http://www.kagawa-sports.net/hyougiin/ ・香川県スポーツ協会評議員及び役員選任規則： http://www.kagawa-sports.net/wp-content/uploads/2021/09/04-housyu.pdf
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	<ア>アスリートの意見等を聴取する場合は、加盟競技団体を通じて収集することを考えている。
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	<ア>現状、27名の理事により理事会を構成している。 <イ>本会では、事業規模に鑑み、機関決定を迅速に行うため、理事による5つの委員会を設置し、理事会での業務執行の決定を円滑に行っている。 <ウ>理事会の承認を得て、副会長4名、専務理事、常務理事を業務執行理事として選任し、常務理事が常勤体制で代表理事（会長）や業務執行理事と適宜連絡を取る体制により、緊急事案等に迅速に対応できるようにしている。 ・香川県スポーツ協会定款 http://www.kagawa-sports.net/kitei/ ・香川県スポーツ協会役員名簿：https://www.kagawa-sports.net/yakuin/

項目 通し番号	原則	自己説明項目	自己説明
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	＜ア＞現状、役員選任規則第5条（年齢制限）で、「理事は、選任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。ただし、学識経験者及びスポーツに理解のある者についてはこの限りでない。」としている。 ・香川県スポーツ協会評議員及び役員選任規則 http://www.kagawa-sports.net/wp-content/uploads/2021/09/04-housyu.pdf
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	＜ア＞2022年3月に「公益財団法人香川県スポーツ協会理事選出に係る内規」を改正し、理事の再任制限を設けている。 ＜イ＞新しく、加盟市町体育・スポーツ協会が推薦する理事について、高松市からの推薦理事に「個人としては5期を目途とする。」、学識経験者として選任する理事について、「5期を目途とする。」という内容を加えている。 ・香川県スポーツ協会評議員及び役員選任規則： http://www.kagawa-sports.net/wp-content/uploads/2021/09/04-housyu.pdf
10	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	＜ア＞現状、評議員や役員選任時には、評議員と監事、事務局員に外部委員を加えた者からなる、評議員選定委員会と役員選考委員会を開催して選任している。 ＜イ＞委員会の委員には、スポーツに理解のある外部の有識者を含めている。 ・香川県スポーツ協会評議員及び役員選任規則 http://www.kagawa-sports.net/wp-content/uploads/2021/09/04-housyu.pdf ・香川県スポーツ協会評議員選定委員会規程 ： https://www.kagawa-sports.net/wp-content/uploads/2021/09/02-hyougisentei.pdf
11	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) 団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	＜ア＞評議員、理事・監事、職員等については、役・職員倫理規程第3条及び第4条に、「基本的責務」「遵守事項」として法令順守や社会規範上の不適切行為を行わない旨を記載し、同規程第6条に、違反した場合の対処等について定めている。 ＜イ＞2022年3月に、「公益財団法人香川県スポーツ協会加盟団体規程」の第7条を改正し、「公益財団法人香川県スポーツ協会定款」の第9条に沿ったものとし、「退会させることができる。」という内容を加えている。 ＜ウ＞また、「公益財団法人香川県スポーツ協会加盟団体規程」に、「負担金の清算」の条項を第8条として新たに追加している。 ・香川県スポーツ協会役・職員倫理規程： https://www.kagawa-sports.net/wp-content/uploads/2022/04/05-rinri.pdf ・香川県スポーツ協会加盟団体規程： https://www.kagawa-sports.net/wp-content/uploads/2022/04/06-kamei.pdf

項目 通し番号	原則	自己説明項目	自己説明
12	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款をはじめ、各種規程を整備している。 ・香川県スポーツ協会定款・規程集： https://www.kagawa-sports.net/kitei/
13	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	各種規程を整備している。 ・香川県スポーツ協会定款・規程集： https://www.kagawa-sports.net/kitei/
14	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	役員等に対する「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」、職員に対する「職員就業規程」を整備している。 ・香川県スポーツ協会役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程 ： https://www.kagawa-sports.net/wp-content/uploads/2021/09/04-housyu.pdf ・香川県スポーツ協会職員就業規程 ： https://www.kagawa-sports.net/wp-content/uploads/2021/09/22-syugyo.pdf
15	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款第4章（第11条～15条）において、本協会の資産及び会計について定めている。 ・香川県スポーツ協会定款 http://www.kagawa-sports.net/kitei/
16	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	＜ア＞加盟団体規程第6条において、加盟団体の負担金納入に関する規則を定めている。 ＜イ＞スポーツ少年団設置規程第6条において、登録に関しては日本スポーツ少年団登録規程を準用することを定めている。 ＜ウ＞賛助会員規程第2条～4条において、賛助会費の納入に関する規則を定めている。 ・香川県スポーツ協会加盟団体規程 ： https://www.kagawa-sports.net/wp-content/uploads/2022/04/06-kamei.pdf ・香川県スポーツ協会スポーツ少年団設置規程 ： https://www.kagawa-sports.net/wp-content/uploads/2021/09/11-suposyo-setti.pdf ・香川県スポーツ協会賛助会員規程 ： https://www.kagawa-sports.net/wp-content/uploads/2021/09/08-sanjo.pdf

項目 通し番号	原則	自己説明項目	自己説明
17	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	<ア> 専門委員会規程第5条において、本会の理事で構成される競技スポーツ推進委員会で国体派遣選手について決定することを定めている。 <イ> 選手選考方法は各競技で異なるが、競技スポーツ推進委員会において、選考の経緯と代表選手を確認し、承認している。 ・香川県スポーツ協会専門委員会規程 ： https://www.kagawa-sports.net/wp-content/uploads/2021/09/07-senmon.pdf
18	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	<ア> 審判員については、加盟競技団体が各団体ごとに選考を行っており、本会における規程は整備していない。
19	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	<ア> 財務会計部門においては、税理士と監査契約を締結し、定期的な財務・税務等の専門的な監査・助言を受けるとともに、懸念等がある場合には、いつでも相談できる体制を整えている。 <イ> 法律相談については、2022年6月より理事に弁護士が就任しており、個別に法律相談ができるような体制整備ができている。 <ウ> 役職員について、法的知識を向上させる研修等は実施していない。今後、必要に応じて、事例集の回覧等による自主研修を実施する。
20	〔原則4〕 コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	<ア> 2022年3月、「公益財団法人香川県スポーツ協会役・職員倫理規程」を改正し、それまでの「倫理委員会」を「倫理・コンプライアンス委員会」と変更している。 ・香川県スポーツ協会役・職員倫理規程： https://www.kagawa-sports.net/wp-content/uploads/2022/04/05-rinri.pdf
21	〔原則4〕 コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	<ア> 現状、倫理・コンプライアンス委員会のメンバーは、学識経験者として選任された理事6名で編成している。 <イ> 2022年6月より、倫理・コンプライアンス委員会のメンバーに弁護士の理事が就任している。 ・香川県スポーツ協会役・職員倫理規程 ： https://www.kagawa-sports.net/wp-content/uploads/2022/04/05-rinri.pdf ・香川県スポーツ協会専門委員会規程 ： https://www.kagawa-sports.net/wp-content/uploads/2021/09/07-senmon.pdf

項目 通し番号	原則	自己説明項目	自己説明
22	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) 役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【職員対象】 今回のG C対応を機会に、G C作成の背景や、本協会のあり方、コンプライアンス強化のために取り組まなければならない内容等について、月例会等で研修を実施している。 【役職員対象】 昨年度の理事会、評議員会において、G Cについての内容をテーマとした説明を実施した。今後も、HPだけでなく、スポーツのインテグリティに関する内容を各種の会議等でも取り上げていく。
23	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	<ア>県スポーツ指導者研修会において、コンプライアンス教育の一環として、スポーツのインテグリティ・倫理、暴力・ハラスメントの防止といった内容を取り上げた講座を設定している。 <イ>すべての国スポ代表選手・監督に対して、アンチ・ドーピング研修を実施している。 香川県スポーツ指導者研修会等
24	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<ア>審判員向けのコンプライアンス教育については、加盟競技団体が独自に行っている審判員講習会の内容として実施されている。
25	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	<ア>財務会計部門においては、税理士と監査契約を締結し、定期的な財務・税務等の専門的な監査・助言を受けるとともに、懸念等がある場合には、いつでも相談できる体制を整えている。 <イ>法律相談については、2022年6月より理事に弁護士が就任しており、個別に法律相談ができるような体制整備ができている。
26	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	<ア>前述原則3の(2)④のように、財務・経理の処理による規程を整備し、外部の税理士である監事の指摘・助言を得て、公正な会計規則を遵守するための業務サイクルを確立している。 <イ>本会監事には専門性を有するものを配置し、業務運営全般に係る監査を受けている。 <ウ>財務・経理処理において、法令及び本会規程に沿った処理ができているか監査を受けるとともに、任期中には財務・経理の適切な業務に関する相談ができる体制が構築できている。 ・香川県スポーツ協会役員名簿：https://www.kagawa-sports.net/yakuin/

項目 通し番号	原則	自己説明項目	自己説明
27	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	<ア> 国や助成元における要項などの定めに沿って適切に処理し、国や助成元の監査を受けている。 <イ> (2)の体制により、本会の経理諸規程の定めに基づき、手続きや科目など適切な経理処理を行うとともに、その処理方法等に係る監査を受けている。 <ウ> 役・職員倫理規程第4条4項と第6条第2項において、補助金・助成金の処理に関する不正を禁じ、違反した場合の対処として本会職員就業規程に分限及び懲戒について定めている。 ・香川県スポーツ協会役・職員倫理規程 ： https://www.kagawa-sports.net/wp-content/uploads/2022/04/05-rinri.pdf
28	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	<ア> 法令で定められている法定備置書類（定款、事業計画書、収支予算書、事業報告、貸借対照表、財産目録、監査報告、役員名簿、他）を事務所に備え置き、要請に応じて閲覧できる状況を備えている。 <イ> 事業計画・予算書、事業・決算報告書をはじめ、定款や各種規程、役員名簿等をＨＰで開示している。 ・香川県スポーツ協会概要： https://www.kagawa-sports.net/aisatsu/
29	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	<ア> 前述〔原則3〕の(3)のように、専門委員会規程第5条において、本会の理事で構成される競技スポーツ推進委員会で国スポ派遣選手について決定することを定めている。 <イ> 国スポ選手の選考に関する情報については、ＨＰ上で公開することとしている。 ・香川県スポーツ協会専門委員会規程 ： https://www.kagawa-sports.net/wp-content/uploads/2021/09/07-senmon.pdf
30	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	本協会のガバナンスコード遵守状況はＨＰ上で公表し、随時更新している。 ・公益財団法人香川県スポーツ協会： https://www.kagawa-sports.net/governancecode/

項目 通し番号	原則	自己説明項目	自己説明
31	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者と団体との間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	<ア>役・職員倫理規程第4条第3項において、「役・職員は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。」と定めており、事案ごとに管理職や複数の職員で確認している。 <イ>会計規程第32条において、「契約担当者は、契約の締結に当たっては常に公正を旨とし、その契約の履行の確保に努めなければならない」と定めており、契約時には管理職や複数の職員で確認している。 ・香川県スポーツ協会役・職員倫理規程 ： https://www.kagawa-sports.net/wp-content/uploads/2022/04/05-rinri.pdf ・香川県スポーツ協会会計規程 ： https://www.kagawa-sports.net/wp-content/uploads/2023/04/23-kaikei.pdf
32	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反ポリシーをもとに、上項(1)の規程を整備している。 ・香川県スポーツ協会役・職員倫理規程 ： https://www.kagawa-sports.net/wp-content/uploads/2022/04/05-rinri.pdf ・香川県スポーツ協会会計規程 ： https://www.kagawa-sports.net/wp-content/uploads/2023/04/23-kaikei.pdf
33	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	<ア>暴力行為等の相談については、電話や問合せメール等へ職員が対応できる体制を整えている。 <イ>相談内容によっては、法律の専門家や役員などの関係者に協力を仰ぐなど、相談内容の解決に向けた対応ができるようにしている。 <ウ>HPに「暴力行為等相談窓口」を新たに設定し、<ア>、<イ>において解決が図れるよう取り組んでいる。
34	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	上項(1)のとおりである。

項目 通し番号	原則	自己説明項目	自己説明
35	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	<ア> 定款第9条第2項に、「加盟団体として不適当と認められるときは、理事会及び評議員会において総理事及び総評議員の過半数の同意を得てこれを退会させることができる。」と定めている。 <イ> 役・職員倫理規程において、役・職員の基本的責務や遵守事項、規程に違反した場合の対処等について定めている。 <ウ> 公認スポーツ指導者、スポーツ少年団、国民スポーツ大会の違反等における処分については、ＪＳＰＯの処分基準や規程等によるものとしている。 <エ> 以上の内容に関する規程は、本会ＨＰ並びにリンクするＪＳＰＯのＨＰで公開している。 ・香川県スポーツ協会定款 http://www.kagawa-sports.net/kitei/ ・香川県スポーツ協会役・職員倫理規程 ： https://www.kagawa-sports.net/wp-content/uploads/2022/04/05-rinri.pdf ・日本スポーツ協会諸規程： https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid758.html
36	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	<ア> 現状、倫理・コンプライアンス委員会のメンバーは、学識経験者理事6名で編成している。 <イ> 2022年6月より、倫理・コンプライアンス委員会のメンバーに弁護士の理事が就任している。 ・香川県スポーツ協会専門委員会委員： https://www.kagawa-sports.net/iinkai/
37	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) 団体における懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	<ア> 加盟団体規程第8条において、「本会及び加盟団体が行った決定事項に対する競技者からの不服申し立てについては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により、解決されるものとする。」と定めている。 <イ> 公認スポーツ指導者、スポーツ少年団、国民スポーツ大会の違反等における処分の不服については、ＪＳＰＯの関係規程や内規において、日本スポーツ仲裁機構へ不服を申し立てることのできる旨が明記されている。 <ウ> 本会は、日本スポーツ仲裁機構の自動応諾条項の採択団体となっており、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構のＨＰに掲載されている。 ・香川県スポーツ協会加盟団体規程 ： https://www.kagawa-sports.net/wp-content/uploads/2022/04/06-kamei.pdf ・日本スポーツ協会諸規程： https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid758.html
38	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	これまで処分に当たる案件はないが、案件発生時には、処分対象者への書面通知において、不服を申し立てることができる旨を明記する。

項目 通し番号	原則	自己説明項目	自己説明
39	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	<ア>2023年5月1日付けで個人情報保護方針及び個人情報保護規程を制定した。 <イ>危機管理マニュアルについて、入居する会館における防災計画はあるものの、本協会の状況に沿い、G Cで求められるものにはなっていない。 <ウ>他団体の取組みや規程を十分参考にして、危機管理マニュアルを検討・整備する。
40	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること	<ア>不祥事発生時には、倫理委員会で対応することとなる。 <イ>事実調査は事務局で実施し、その後の対応等について倫理委員会で審議する。
41	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること	危機管理及び不祥事対応における外部調査等については、必要性が出た時に倫理委員会において検討する。
42	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により加盟団体及び地方組織等の関係団体との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	<ア>定款第9条第2項に加盟団体が不適当な時の脱退を、加盟団体規程の第5条に報告及び届出義務を明記にし、権限関係を明確にしている。 <イ>国やJ S P Oからの通知を加盟団体に周知するとともに、適切な対応をとるよう働きかけている。 <ウ>各加盟団体の役員、行事、収支等について掌握するとともに、事務局や評議員による会議において情報交換等ができる機会を設けている。 ・香川県スポーツ協会定款 http://www.kagawa-sports.net/kitei/ ・香川県スポーツ協会加盟団体規程 ： https://www.kagawa-sports.net/wp-content/uploads/2022/04/06-kamei.pdf
43	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 加盟団体及び地方組織等の関係団体の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	各加盟団体の役員、行事、収支等について掌握するとともに、事務局や評議員による会議において情報交換等ができる機会を設けている。